

[服装・頭髪について]

1 服装規定

- (1) 登下校中は、原則として本校が指定した学生服を着用する。特別な事情がある場合には、「異装許可願」により、事前に届け出て許可を得る。
- (2) 部活動用等のコート、ジャンパーや体育実技服、部活動用ユニフォーム等を着用したままの登下校は、原則として禁止する
- (3) インナーは無地とし、色は特に指定しない。ただし、襟元や袖から見えてはならない。
- (4) 登下校に携帯する通学用カバンは、指定（校章入り）する。なお、補助バッグの使用は、通学用カバンと同時携帯の場合に限り認める
- (5) 防寒具（ジャンパー、マフラー、手袋）等の校舎内での着用は禁止する。
- (6) 登下校用の靴は黒、紺、白を基調としたものとする。
- (7) 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）の使用は禁止する。
- (8) 化粧品（マニキュア、香水を含む）、着色効果のあるリップクリームや日焼け止めの使用は禁止する。
- (9) 上履き（スリッパ）は指定する。

2 制服規定

- (1) 冬服、中間服、夏服は本校指定品とする。（ニットベスト、セーターを含む）
- (2) スラックスの裾は床につかないようにする。
- (3) ベルト幅は、2～5cm、色は、黒・紺・茶系統の無地とする。
- (4) スカート丈は、膝立ちした時に床から上限5cm以内とする。
- (5) 靴下は紺（本校指定含）、黒、白のスクールソックスとする。長さはくるぶしが完全に隠れるものとする（ワンポイント可）。ただし、入学式、卒業式は本校指定のスクールソックスとする。

3 男子の頭髪規定

- (1) 前髪は目にかからない、横、後ろ髪は極端に耳、襟にかからないようにする。モミアゲは耳介（殻）の範囲までとする。
- (2) 脱色、染毛、パーマメント、そりこみ等、奇抜な髪型は認めない。
- (3) 整髪料は使用を禁止する。
- (4) 眉毛を整える場合は最小限にとどめ、極端な眉そり、眉抜きをしない。ひげが伸びたら剃ること。

4 女子の頭髪規定

- (1) 前髪は、目にかからない。髪止めを使用するときは黒色で無地のものとする。
- (2) 後ろ髪は、肩より長いときは、1つか2つに結ぶ（1つの場合は中央でくくる）。髪結い用のゴムは黒、紺、茶系統で無地とする。
- (3) 脱色、染毛、パーマメント等、奇抜な髪型は認めない。
- (4) 整髪料は、使用を禁止する。
- (5) 眉毛を整える場合は最小限にとどめ、極端な眉そり、眉抜きをしない。